

パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書 （いわゆる「パンデミック条約」）作成のための第11回政府間交渉会議（INB11）結果概要 （2024年9月9日～20日、於:ジュネーブ）

令和6年(2024年)9月23日
外務省国際保健戦略官室

1 会議の概要

※INB: Intergovernmental negotiating body

- 初日の公開セッションでは、加盟国及びステークホルダーが、冒頭発言等を行い、その後は、起草グループ会合（非公開セッション）において、加盟国間で右記の条文案を議論した。
- 今後の進め方として、10月に非公式会合を行うことを決定した。



【INB11で議論された条文】

- 第4条 : パンデミックの予防及びサーベイランス
- 第5条 : パンデミックの予防、備え及び対応のためのワンヘルスアプローチ
- 第9条 : 研究及び開発
- 第10条: 持続可能かつ地理的に多様な現地生産
- 第11条: パンデミック関連医療製品の製造のための技術及びノウハウの移転
- 第12条: 病原体へのアクセス及び利益配分
- 第13条: サプライチェーン及びロジスティクス
- 第13条bis: 調達及び分配
- 第14条: 規制システムの強化

2 日本の基本方針

- パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）の強化のため、国際的な規範の強化は重要。
 - 交渉を通じて、本条約の内容をPPRの強化にとって真に意味のあるものとし、かつ、主要国を含む多くの国が合意できる普遍性を確保することが重要。
- 上記観点から、国際的な感染症対策の強化のため引き続き建設的に参加・貢献していく。

3 今後の予定

11月4日～15日 INB12会合

2024年内の特別総会又は(更なるINB会合開催の上)2025年の第78回WHO総会に成果物を提出